

組合長各位

秦野伊勢原食品衛生協会
会長 川口 浩太
(会長印省略)

緊急事態宣言の解除後の新型コロナウイルス感染症のまん延防止
について (通知)

当協会の事業運営につきましては、日ごろから御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、令和2年5月26日付け神食協第38号で(公社)神奈
川県食品衛生協会長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、これまでの施設の使用制限の要請は解除されますが、営業時間につ
いては、当面の間、夜10時までとするよう要請がありましたので、貴組合員への周
知をお願いいたします。

- 緊急事態宣言の解除に伴う知事メッセージ
http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/200525_message.html
- 新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針 (令和2年5月25日改定)
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/taisyuhousin0525.html>
- 事業活動再開に伴う感染拡大防止対策について (令和2年5月25日)
[国が公表する業種別ガイドライン・神奈川県が作成した業種別チェックリスト]
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z7a/guidelines.html>



事務担当は、秦野伊勢原食品衛生協会
平塚保健福祉事務所秦野センター内
電話(0463)85-6260 FAX(0463)85-6261

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組

(チェックリスト) <各業種共通>

事業活動を行うにあたり、各業界団体が策定するガイドライン及び以下の取組の遵守をお願いします。

1. ソーシャルディスタンスの確保 (2メートル以上 (最低1メートル))

- ソーシャルディスタンスを確保した座席の配置、利用設備・機材の設置
- 施設への入場前、施設利用中において、周囲の人とのソーシャルディスタンスを保つよう表示・周知
- レジ等対面する場所にビールカーテン等を設置
- 混雑時における入場制限 (整理券配布等)

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- 従業員及び来客等のマスク等着用
- 従業員及び来客等の手洗い・手指消毒
- 消毒液の設置、ごみ廃棄時の衛生管理、従業員のユニフォーム等のこまめな洗濯
- 従業員の体調管理、来客等の入場時体調チェック

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- 客席、テーブル、利用設備・機材等についての消毒
- 換気設備による換気、又は窓の開閉による毎時2回以上の換気
- トイレにおけるハンドドライヤー等の使用中止

4. 会計時等の非接触

- 電子マネー等非接触型決済の導入、もしくは支払時のコイントレイの使用

5. 感染が発生した際の利用者への情報提供

- SNS等の技術を活用した、施設利用者に対する感染発生状況等の情報提供

6. 業界ガイドラインの遵守

- 業界ガイドラインの遵守